

仕 様 書

1 機器設置の条件

省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、パン・菓子パン等の食品とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、現設置自動販売機設定価格以下の価格とすること。ただし、標準小売価格の変動等でこの価格の維持が困難な場合は、書類を添えて協議すること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (3) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (5) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。

4 売上状況の報告

設置した自動販売機ごとの売上本数及び売上金額を、次に定めるとおり、甲に対し書面により報告すること。

区分	報告期限
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日
10月～12月	1月31日
1月～3月	4月30日